

令和 7 年度 第2回 近江八幡市人権擁護審議会 議事録

日時: 令和 8 年 3 月 12 日 (木) 10:00~11:30

場所: 近江八幡市役所 4 階 委員会室 2

1. 開 会

眞野課長挨拶

2. 自己紹介

委員名簿に基づき自己紹介

3. 説明事項

- ・近江八幡市人権擁護審議会について説明(資料 1~2)
- ・会長に内田委員、副会長に安田委員を選出。

(会長挨拶)

近年戦争が起こっている。中東の戦争で原油・ガソリン価格が高騰し我々の生活にも影響があり、先が見通せない。戦争は最大の人権侵害。イランではアメリカ軍の爆撃により女子生徒が百数十人犠牲になったという報道があった。戦争や暴力は本当に世界中から無くなってほしいし、全ての人の人権が守られる社会を作るために、地道に人権尊重の認識を広げていくことが不可欠である。近江八幡市においても、全ての人の人権が守られるようにするために、着実に取組を進めていくことが大切である。

昨日で 3.11 東北大震災から 15 年経過した。自身は、震災の年の 4 月の大混乱の時期から 8 年間、宮城県名取市の尚絅学院大学に務めた。最近は行政の取組で災害時の人権を取り上げられるようになった。阪神淡路や中越、東日本、熊本、能登の震災などがあったが、やはり普段から人権が守られる状況を作っておかないと、いざという時に混乱してしまったり、命が奪われたりしてしまう。平時から人権が守られる環境、仕組み作りが重要である。今日は新庁舎での初の審議会であるが、庁舎自体に被害がでると対応が難しくなることもあるので、新庁舎になりしっかりと様々なことに取り組めるように整ってきていると思った。災害のことについて今日具体的に何をするか話すわけではないが、日頃から人権が守られるようにしておくことが、いざという時の対応につながるので地道にやっていきましょう。

- ・事務局より、委員 7 人中全員出席により会議成立を報告

4. 協議事項

(1) 人権擁護に関する施策の基本計画進捗状況について 資料 3、4

- ・事務局より資料に基づき説明

(質疑応答)

会 長: 全体でみて、D 判定がいくつかある。事情はあるだろうが、計画に挙がっている以上、着実に実施

してほしい。

委員：14 ページ 4-①-4 では判定がCとなっている。市からの要請で相談に応じているが、相談に来る人が少ない。コミセンに行ったりと様々な策を講じているが、相談者数の低迷は近江八幡に限らず各市町も低調である。民生委員、相談員、障がい別の相談員など乱雑におられ、世の流れで生活が安定してきているのかもしれないが、実態として難局に差し掛かっており、苦勞している相談員もいる。活動の在り方を検討する必要があるのではないかと個人的には思う。

自然災害には地震、洪水、台風など様々なものがあり、災害行動要支援者について、市では申し込み者に対してきちんと対応されていると思うが、個人情報との関係でなかなか進捗状況がつかめない。また、一次避難所は自治会や学校になっていると思うが、その後のこと、障がいにはいろいろな種類があるが、二次避難の際に障がい別の避難所が指定や整理がされているか、見えにくい実態がある。自然災害は変化してきており、集中的にどこに起きるか誰も予測できない。対策をしてもらうことが、障がい者の人権を守るという形にもなる。視覚障がい者の避難所、聴覚障がい者の避難所など分けることで、通訳の方の配置などもしやすいと思う。今でも対策はしてもらっていると思うが、一般市民にはわかりにくいのでそうしたところにも注意、改善してほしい。

会長：2点あった。1点目は障がい者の相談について、評価が昨年より下がっているところで、2点目は、21 ページの 10-④-1 の避難行動要支援者への支援体制整備について、A 評価になっているが、「体制を整えます」と書かれてあるので現在進行形なのかもしれないが、このあたりのことで事務局で何か情報があれば教えてほしい。

事務局：1点目について、去年は「支援を迅速に行った」として A 評価となっていたが、今回はそれに加え、相談会の利用者について言及されており、これを含めると、利用者があまりおられなかったということから、成果はあまり出なかったと C 評価にされたように思う。

また、避難行動要支援者については、名簿の個人個人に対し、必要な避難所はどこかといったことなども個別計画で策定する必要があるとのことから、担当課がケアマネージャーと連携しながら一人ひとりの対応方針を整理しているが、人数が多く追いついていないと聞いている。将来的には全リストに対して個別の計画が必要との認識がありつつも、まだ進んでいないと聞いている。

委員：自治会では、災害時、二次避難所まで行くのが遠いので、一時（いつか）避難所を会議所のような形で開設していただいている。市で要支援者に登録している方は民生委員、福祉協力員が名簿を把握されているが、個人情報の兼ね合いから自治会長などに共有はされていない。登録されていない方については自治会で把握し、その方を助けに行きましょと、（安土学区で）昨年 8 月 31 日に実施した防災訓練では救助のための実際の動きを確認した。また防災グッズについて学区から資金を出したところ、今年は水の備蓄が多く、来年はボールやジャッキが必要との意見が出ていた。近江八幡市の中でも結構サポートしていただいていると思う。

会長：災害時には即時の公助は難しく、自治会や地元の方々のつながりの中での支援が必要となる。福祉避難所自体の考え方が広がっており、高齢者や障がい者、女性もそうだが、それぞれに応じた避難所の運営や避難所の計画がどうしても必要になる。命を守るため、命は人権の一番ベースになるものであるから、報告書の評価は A となっているが、実質的に住民の方に伝わるところまで進めてほしい。

委員：16 ページ 5-①-5「住みよいまちづくり推進講座」では、講師の選定などでコミセンの担当者から直接依頼がくる。生涯学習課は実施の通知だけで終わっている印象を受けるため、もっと関わってほしい思いがある。年 3 回の講座のテーマには必ず 1 回は部落差別を入れるようにとの指示事項があるが、入れておられない学区も増えてきているので、そのあたりを生涯学習課はどうとらえているのか。少し甘いようにも思える。

事務局：来年度に向けて、生涯学習課から各学区に依頼文書が出されており、そこには 1 回は部落差別をテーマに入れていただくよう書かれていたが、実際入れておられない学区への啓発をどうされているかは不明。近年は、インターネット上の人権問題や LGBT など、さらに人権のテーマが増えており、また、各学区で実情に合わせたテーマをやりたいという思いもあると聞く。学区の担当者も苦勞されているようである。継続的に部落差別を学習してもらえるようにするには、毎年でなくても、今年できなかったなら来年は必ずしてくださいね、といった柔軟な対応が、長く続けていくことにつながるようにも思う。

会長：担当の生涯学習課では各学区の状況を把握されているだろうから、適切にアドバイスされるとよいと思う。

委員：（外国人の人権で）以前は HP にも外国語がなかった時代もあるが、ポケットクなど、ツールのなものも豊富になり結構充実しているかと思う。ただ、いらっしゃる外国人の出身国もだんだん変わってきているとのことであり、幼稚園から「ベトナム語の通訳者はいないか」と聞かれたこともあった。英語で問題なければうまくいっていると思うが、自分が知っている限りでは英語とポルトガル語の担当で賄っていると聞いており、問題が出ているかは把握できていないが、様々努力していただいていると見受けられる。

会長：近江八幡市の状況は分からないが、最近はネパールやベトナムから大変たくさんの方が来られている。状況は変わるかもしれないが、多言語対応など、できる限り手厚く対応してほしい。

委員：議題からはちょっと離れるかもしれないが、老人クラブで自身と同年代の女性が問題と感じているのは、夫が家事を何もしないこと。妻が入院でもしたらどうなるのかと思う。かなり切実な問題である。若い人たちにも、男性も料理や家事をするという意識が必要。自身の娘も夫に家事料理をさせているが、ひどい状況で栄養に偏りがある。昔と違い今は夫婦共働きも多い。子どもの教育や食事の世話ができていないと思う家庭もある。特に食事は身体や頭を作るとても大事なものの。しかし働いているからあまりできていないし、しつけもあまりできていない。聞くところによると、幼稚園や保育園、学校に任せきりの方が結構おられるようである。結婚した男女が協力するというのはとても大切。以前勤め先での昼食に、パンと牛乳だけ、おにぎりとか何かだけといった栄養が偏っているお弁当の人が半数以上だった。新聞で見たが、大きな事務所などで夕方お惣菜セットが買えるようなところもあり、それが広がればよいと思った。

会長：女性の人権のところのコメントで、男女共同参画の意識調査結果では性別役割意識の変化はあるが現状とのギャップが依然としてあると書かれている。家庭の中の役割において、家事などに必要なスキルを持たない方が多いということで、スキルアップを図る取組も必要ではないかと思う。家事などはすべての人ができる方がよい。

委員：知り合いで、子どもが3人いる共働きの家庭で、土日に子どもを教育したおかげで、お母さんは帰宅してから何もしなくていいという家庭があった。夜8時に帰宅しても、洗濯物が畳んであり、ご飯も全部できており、お風呂も沸かしてと、ちゃんと子どもたちだけで、特に中学生の男の子が率先して家事をしていると聞いて驚いた。家も綺麗だった。教育が大事である。うまくいっている家庭の状況を共有できる場があるとよい。

会長：聞いた話だけでなく、実際に身近なところでどんなことができるのか、ということからスタートしていくのもいいのではないか。こうしたことも男女共同参画の参考にされるといいと思う。

委員：自治会の加入率が年々低くなっている。隣の家族構成も分からず、防災訓練やお祭りなどにも参加されない。災害時にどのように助けたいのか。防災のホースなどもどこにあるのかわからないだろう。自治会加入率を上げるのが課題と感じている。

委員：市営住宅などの集合住宅では市からの情報も届きにくいと聞く。

会長：市営住宅に自治会はある？

事務局：市営住宅の属する自治会に加入されていると思う。おそらく市営住宅に住んでいて自治会に未加入ということはないのではないかな。

会長：人権施策の中で啓発はとても重要であり、情報を市から発信するときに、対象となる自治会の加入率が下がっていると、情報が行き届かない可能性があるので、情報を着実に届けるためにも自治会への支援は大切だと思う。

委員：自治会への加入もだが、老人会も同様で、婦人会ももうなくなってしまったという感じである。

委員：民営アパートでは、会社が借り上げて外国人の従業員を住まわせていたりする。自治会費は会社が払っており、加入はしているが実際に住民に情報が届いているかどうか不明である。孤立した状態に置いておくことが差別につながるのではないかなと思う。差別をなくしていくためにはお互い知る、交ざり合っていくことが大事だと思う。

会長：自治会や中間団体が様々なところで個人化し関係が希薄化していることが課題としてある。人は一人では生きていけないので、繋がりながら支え合って生きることが重要で、人権の柱の一つとして、人と人とが繋がりがあって生きていることを実感できるような教育や啓発、取組を進めてほしい。

(2) 人権擁護に関する市民意識調査結果について 資料5

・事務局より資料に基づき説明

(質疑応答)

会長：前回より回収率が上がっており喜ばしい。インターネット回答が大きかったと思う。

委員：30%強という回収率は標準的なのか？

会長：種類にもよるが、この場合特別低いわけではない。統計調査はみんなのためにされるものであって、すぐに回答者のメリットとして返ってくるものではない。協力してくださいというスタンス。全体的に回答率は下がっている傾向にある。直近の調査では、私が委員をしているA市では 29%、S 市では 36%である。地域性も様々。極端に高くも低くもないだろう。しかし、年々回収率は下がってい

るので、今回もその恐れはあったが、電子回答で回復したことは有難い。人権に関心のある人がより協力してくれたものだと思う。

委員：85 ページの問 34 で、過去5年間で学習会に参加したことがない人が60%弱という結果が不思議に思えた。

委員：自治会開催の場合、各戸から1名しか出ないので少ないのは不思議ではないと思う。企業でも研修はやっている。私も毎年受けていた。

会長：年齢階層別データで見ると、年配の方はそれなりに参加しておられる。若い方は地域社会へのコミットがより少ない。他方で 20 歳～60 歳代の方には職場の研修がかなり効果的である。自治会での啓発も重要であるが、職域での啓発も非常に重要である。職場での研修がどのくらい機能しているか、企業にはしっかりと働きかけてもらいたい。若い方へは行政からの発信も届きにくい。

委員：八幡のコミセンで住みよいまちづくり推進講座を年3回開催し、去年は参加者が200人弱しかなかったことからみると、様々なところで勉強されているのかなという気がするのだけれども、残り50%の人に参加してもらうにはどういう工夫がいるのかが課題だと思っている。去年、部落差別をテーマにした学習会を開催した際、地域に伝わるおいしい食べ物の作り方を中心に講座をしたところ、参加者の感想で、「自治会に言われて来た。差別の話を聞かされると思っていたら、おいしい話だったのですごくよかった」とあった。村の魅力をもっと発信していけたらと思う。このまちには大きな屠場があり、近江牛の生産地で、おいしい牛肉の恩恵を受けている。そうしたことをうまく重ねて発信していくのも一つかと思う。

委員：安土の人権学習で、ネパールの方と交流をした。参加者は30人弱だったが、あちらの文化では手で食べるということで、ネパールのカレーを作っていただいて、皆さんで試食していただいたところ、すごく人気で「またやってください」と言われた。いろんな情報交換もできた。食べるというのは面白いことだった。

委員：外国人の方とのことでショックなことがあった。30年ほど前、残業し一人で夜道を歩いていた時、5人くらいの外国人の方が自転車に乗って近づいてこられた時、思わず後ろに下がってしまった。なぜそんなに怖かったのか、ショックでずっと考えていた。

会長：交流というのはすごく大切で、知らない人に出会うと、慣れていないのでびっくりすることがある。慣れは重要なので、様々な交流イベントや学習会を重ねていく、地道なつながりをつくる機会をもっと広げていくことが大切だと思う。

会長：今回の調査は、5年前の前回調査と比較可能な内容にしていた。5年で大きく何かが変わるということは考えにくいですが、性的マイノリティについて「問題である」と答えた部分を見ると、やや全体的で数値が上がっている感触がある。これも近江八幡に限ったことではなく、全体でより敏感に、関心を持つ人が増えている表れかと思う。一方、今年度の S 市などの調査結果では、排外主義がわりと広がっていることが経年変化で比較すると見えてきている。共生よりも、距離を置きたいという考えが広がっているが、近江八幡市ではそれが見られない。これまで地道にやってきた成果かと思う。ものすごく悪化している自治体もある。

よく分からないのが、87ページの法律の認知がやや低下傾向にあること。普通年数がたてば認知度は上がる。法律や条例は基本となるものであるし、部落差別解消推進法、障害者差別解消法、

ヘイトスピーチ解消法の人権三法は今年が10年の節目であり、キャンペーンを張りやすい。地道に継続することも大事だが、こういう機会をとらえるのも重要。次回の調査では認知度が上がっているといふ。

委員：豊郷町で、人権三法が10年になりますというパンフレットがあった。本市でも作成してコミセンに配付してはどうか。

委員：予算との兼ね合いがあると思うが、「青空Ⅶ」はコミセンなどには配付されたが全戸配布されなかったもので、啓発につながらない部分はあると思う。

委員：大津法務局が「青空Ⅶ」を推しており、人権擁護委員の研修で利用される。守山市でも活用したとの報告があった。

会長：地元での活用も広げていっていただけるとよい。

会長：この報告書はこの後公開されるか。

事務局：市のホームページで公開する。

会長：過去との比較ができるように、前回の報告書も消さずに残しておいてほしい。

事務局：承知した。

会長：それでは、第2回審議会での協議事項は全て終了とする。

事務局：会長ありがとうございました。また、各委員の皆さまにもたくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。